

# 暮らしのフレッズ便



## 相談ファイル

### ～安い物干し竿（さお）を購入するつもりが...～

#### 《相談内容》

「2本で1,000円」という呼び声に誘われ、物干し竿の移動販売のトラックを呼び止めた。その業者は、「安い竿はすぐ錆びるからステンレス製の竿がいい」といきなり竿を切り始めた。値段を聞くと2万円だと言われ驚いたが、切ってもらった以上は悪いと思い購入した。数日後、ホームセンターに行ったら、同様の竿が数千円で売られていた。納得できないので解約したい。

#### 《アドバイス》

「たけやーさおだけー」の掛け声でおなじみの物干し竿の移動販売。

中には悪質な業者もあり、「2本で1,000円」と誘っておいて、別の高額な竿やセットで物干し台を売りつけたり、いきなり竿を切って長さを調節し、「数万円」と値段を聞く間も与えず高額な値段で売りつける例もあります。高いので断ると「呼び止めておいて買わないのか」と威圧する業者もいます。

主に中高年層がターゲットとなるこうした被害の相談は絶えず、十分な注意が必要です。

移動販売の業者を自分で呼び止め購入した場合、訪問販売にはあらず、クーリング・オフは適用されません。ただし、価格を間違えて購入したと錯誤による無効を主張できる場合がありますので、お近くの消費生活相談窓口までお問い合わせください。

購入する場合は、慎重に業者を選ぶとともに、業者が竿を切る前に価格の確認をし、高額な価格を提示された場合は、きっぱり断ってください。

また、後々のトラブルに備えて業者名や連絡先を聞いておきましょう。(車のナンバーを控えるのも有効)



2本で  
千円!

## 生活情報ファイル

### ～金融商品（預貯金以外）を購入する際に～

投資性の高い「投資信託」をはじめとした多様な金融商品が銀行や郵便局などで販売され、より身近になる一方、預貯金とは異なるこうした金融商品の元本割れのリスクを消費者が認識していなかったことによるトラブル（販売側の説明不足も含む）も目立つようになりました。

これを受けて本年9月には「金融商品取引法」が施行され、金融商品販売業者には「金融商品のしくみの書面による説明」や「元本割れなどのリスクの大きさの説明」などが義務づけられます。

消費者（一般投資家）自らも、金融商品購入の際には、セールストークに惑わされず、トラブルを未然に防ごうとする心構えが大切です。次のような点にも気をつけてください。

#### ＜金融商品を購入する際のチェックポイント＞

- あなたが購入しようとしている金融商品について、重要事項に関する説明を受けましたか？
- (販売窓口の)その説明で十分に理解できましたか？わからない内容や金融用語については、納得できるまで質問し、理解しましょう。
- 金融商品のパンフレットや説明書は契約が終わる時まで保管しましょう。
- 金融商品販売業者の経営状態は安全ですか？
- 金融商品販売業者の勧誘方針はチェックしましたか？

(金融広報中央委員会「金融商品なんでも百科(平成18年度)」より)

**金融商品の購入は、専門家任せにせず、判断材料となる十分な情報を得てから！**



# くらしのまめちしき

(※市町からこんにちはは、今回は休みです。)

## ～生活じょうずになろう！！ 第4回消費者力検定が行われます～

### <「消費者力検定」って何？>

誰もがくついている消費生活。とても身近なことなのに、きちんと理解できていないことがたくさんあります。毎日の生活について正しい知識を身につけ、**生活じょうず=かしこい消費者**を目指しましょう。

「かしこい消費者」かどうかを知る良い機会が(財)日本消費者協会が実施している「消費者力検定」です。

### <検定試験について>

- ・試験日程 個人受験 平成19年11月11日(日) 一般コース 13:50～15:10(80分)  
基本コース 15:50～16:40(50分)

団体受験(5人以上) 平成19年11月5日(月)～11日(日) 間の団体が指定した日

- ・会場: 広島でも受験できます。(会場:広島県立総合体育館の予定) また、自宅での受験もできます。
- ・受験料: 一般コース:3,500円, 基本コース:2,500円, 両コース:5,400円(両コースの受験可能)
- ・申込受付 平成19年7月1日～10月20日(当日の消印有効)

### <どんな問題が出されるの？>

○一般コース(どなたでも受験できます)

1. 契約・悪質商法	契約、クーリング・オフ、悪質商法事例、ほか	10問
2. 衣生活	繊維製品の安全性・特徴・表示、クリーニング、ほか	10問
3. 食生活	食品の安全性・選び方・表示・栄養、ほか	10問
4. 住生活	住宅の安全性・選び方・手入れ・生活用品、ほか	10問
5. サービス	通信、医療、語学教室、旅行、エステティックサービス、ほか	10問
6. 生活経済	経済、家計、金融商品、社会保障、物価、税、ほか	10問
7. 環境	環境や資源に配慮した行動、環境破壊、ごみ問題、ほか	10問

○基本コース(中学生・高校生などの若者向け)

1. 契約・悪質商法	契約、クーリング・オフ、悪質商法事例、ほか	10問
2. 衣食住	衣料と衣生活、食品と食生活、住まいと住生活、ほか	10問
3. サービス	通信、語学教室、旅行、教育サービス、ほか	10問
4. 環境	環境や資源に配慮した行動、環境破壊、ごみ問題、ほか	10問

### ★お問い合わせ先★

財団法人 日本消費者協会  
消費生活能力検定試験係

〒101-0061  
東京都千代田区三崎町1-3-12  
水道橋ビル9階

TEL:03-5282-5311

FAX:03-5282-5315

URL:<http://www1.sphere.ne.jp/jca-home/>

### ◎過去問に挑戦 (第3回検定「一般コース」より)

Q 投資信託について述べた文のうち、正しいものを選びなさい。

- 1 投資信託は値動きのある株式や債券に投資するので元本保証はない。
- 2 投資信託の販売ができるのは証券会社にかぎられている。
- 3 投資信託の売買にかかる費用は投資信託の代金と販売手数料だけである。
- 4 投資信託購入時の支払い総額を基準価額(価格)という。

※解答については、次号(10月号)で紹介します。

発行元:広島県生活センター (県民生活部総務管理局消費生活室)

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1階 TEL 082-513-2731

●●市(町)消費生活センター (受信先でご自由に変えていただいても構いません)

〒73X-XXXX ●●市(町) ●●市役所(町役場)〇階 TEL 08XX-XXXX-XXXX

この媒体は、市町広報紙用原稿として刊行していますが、印刷(A4判)しても使用できます。